

市民スポーツ会館の利用料金上限額等の改定並びに同館及び京都市体育館の運営状況について

京都市体育館及び市民スポーツ会館は、市内有数の規模を誇る体育館として、京都ハンナリーズのホームゲーム、各種競技大会及び一般利用まで、市民の皆様に幅広く利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、以下の施設利用について、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	区分	単位	現行		改定後	
			平日	土日祝	平日	土日祝
市民スポーツ会館	その他	全面1時間	1,570円	1,880円	2,350円	2,820円

※1 市民スポーツ会館（京都市体育館との併用利用）及び京都市体育館の料金は据置

※2 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

2 運営状況

<施設稼働率> 83%

<支出> 1施設1時間当たり 13,290円(総額 1.1億円)

運営経費 13,290円

<収入> 1施設1時間当たり 10,030円(総額 83百万円)

利用料金 (改定前) 9,670円 (73%) (改定後) 10,030円 (76%)	(改定前) 差額 3,620円 (27%) (改定後) 差額 3,260円 (24%)  市民の税金で負担(公費で負担)
--	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり13,290円のご負担が必要なところ、公費で3,620円負担することで9,670円に軽減

改定後も3,260円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

市民スポーツ会館の利用料金上限等改定額

1 施設料金（改定するものを抜粋）（改定率 50%）

	単位（1時間）	利用料金	
		平日	土日祝
一般利用	全面	2,350	2,820
	2分の1面	1,240	1,410
	4分の1面	610	780

2 付属設備（改定率 5%）

区分		単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1日	1,420
卓球用具	卓球台	体育館競技場の全面と併用する場合	一式につき1日
		その他	一式につき1時間
ニュースポーツ用具		一式につき1時間	210
支柱及びネット	バドミントン用	体育館競技場の全面と併用する場合	1組につき1日
		その他	1組につき1時間
	バレーボール用	体育館競技場の全面と併用する場合	1組につき1日
		その他	1組につき1時間
	テニス用	体育館競技場の全面と併用する場合	1組につき1日
		その他	1組につき1時間
バスケットボール用ゴール	体育館競技場の全面と併用する場合	1対につき1日	
	その他	1台につき1時間	
無線マイクロホン装置		1本	1,530

3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分		利用料金（1時間につき）	
		土日祝	平日
体育室	アマチュアスポーツ	5,230	4,190
	その他	14,660	11,520
第1会議室		1,250	
第2会議室、第3会議室及び第4会議室		730	

4 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。